

令和7年度第1回多良木町議会(6月定例会議)						
招 集 年 月 日	令和7年6月10日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和7年6月17日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和7年6月17日		午後01時51分	
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	魚 住 憲 一	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4			9	○	落 合 健 治
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	3番	林 田 俊 策		5番	源 嶋 た ま み	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 職 員	山 下 結 以	
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	石 井 淳 一		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長	岡 本 雅 博		生涯学習課		
	教 育 長	吉 村 英 亀		住民ほけん課長	竹 下 政 孝	
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課	恒 松 つ ぐ み	
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治	
	総 務 課			福 祉 課		
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一	
	企画観光課			建 設 課	那 須 研 太 郎	
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水 田 寛 明	
	危機管理防災課			農 林 整 備 課		
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産業振興課長	魚 住 雅 彦	
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課		

会 議 に 付 し た 事 件

	一般質問
議案第11号	多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第12号	令和7年度多良木町一般会計補正予算（第2号）
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について
受理第1号	人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願 多良木町議会議員の派遣について

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 9 名です。

なお、本日は、本年度計画されております中学生議会の参考とするために、多良木学校 3 年生が議会の傍聴に来ていただく予定です。

合わせて、オンライン撮影の許可申請が多良木中学校からありましたので、多良木町議会傍聴附則第 9 条ただし書に基づき、傍聴席からのオンライン撮影を許可しております。

全員、ただいまの出席議員は 9 名です。

全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（宇佐信行議員）

本日は配付しておきました議事日程表第 2-2 号のとおり議事を進めてまいります。

それでは、日程第 1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

猪原 清議員の一般質問

○議長（宇佐信行議員）

8 番、猪原清議員の一般質問を許可します。

8 番、猪原清議員。

○8 番（猪原清議員）

それでは通告書に従いまして一般質問を行います、その前にまだ梅雨の、今日あたりから中休みかもしれませんが、出席ということで災害に対する備えに回っておられる町長以下職員の皆様には、大変お疲れさまですということを書いてから始めますね。はい。

今日はですね、昨日打って変わって若手 3 人組の質問ですから、私も入れてヤングな 3 人で質問させていただきますのでよろしくお願いします。

それではまず通告。

質問事項の第 1 番、カスタマーハラスメント対策についてということで、現在、全国の企業や自治体においてカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラですね、という被害が報告され、それに伴いましてカスハラ対策条例等を制定する自治体が増えております。

本町においても、現在までに複数のほかにおいて、このカスハラに該当するのではないかとと思われる事案が発生しています。

本町のカスハラ対策は今後どのように取っているのか、また、カスハラ対策条例などを考えているのであれば進捗状況も含めて伺いたいということで、いろいろ最近ではですねハラスメント関係、いろいろあります。

パワハラ、セクハラ、モラハラ、数えれば訳分かりませんが、そこで特に最近の報道等での注目度が高いカスタマーハラスメント対策についてお伺いします。

通告書にも書いたとおり、本町でも過去から現在にかけてカスハラ該当するのではないかと、いう事案を私自身も見たり聞いたりすることがあります。

後はシナリオ通り言うておきますね。

よっぽど、ちょっと言い方は悪いんですけど、やっぱりほかに行くとこがないのか時間が余っているのか、朝から役所に来て、時間どおりこられて、自分の主義主張を一方的に訴えられる。ちょっと前の言葉で言えばクレーマーですね。

クレーマーという方が確かにいますよね。

で、まして、企業や自治体の担当者は下手にその方に対して、感情的になって反論はもちろんできません。ということはもうそれをいいことに訴える側はどんどんどんどんエスカレート

していくと、これはもう上等的な手段かと思いますが要求を自分たちの権利として勘違いし、一方的に話まくる。

話すほうは、それはもう私も含めて経験がありますけど、経験がありますが、楽しい限りですよ。

自分の言いたいことを言って、相手は何ら反論しないそうですねそうですねと聞くしかない。

ただ、その受ける側にとってはもうたまったものではないです。

いわゆるもうストレスの蓄積半端ないと思います。

精神的には報道でもありますように、精神的に追い込まれて、そういう精神的な病に落ち込むというか、事例も全国的に多く発生してますんで、国、厚生労働省はですね2022年2月にカスハラ対策の強化は急務であるとの認識から、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルを作成し、恐らく本町にも届いているかと思うんですが内容的にも60ページも及ぶマニュアルです。

そういうことで、中身は省略しますが、本町では今後どのように対策をとっていくのか、既にカスタマーハラスメント対策条例などを施行予定で準備に取りかかっているのであれば、まず、そういったところで、今後の取組と進捗状況をお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それではお答えいたします。

まず、地方公共団体におきます、各種ハラスメントの防止につきましては、関係法律及びこれらの法律に基づく厚生労働省指針に基づきまして、防止に係る措置義務及び責務が課される、課されているところでございます。

ハラスメントにつきましては、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力の発揮を阻害し、公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題でございます。

また、本町におきましても、カスタマーハラスメントに該当するのではないかと考えるような事例も聞き及んでおるところでございます。

このような状況を踏まえまして、本町におきましても、カスタマーハラスメント予防対応マニュアル及びカスタマーハラスメントの予防及び対応に関する訓令につきましては、現在作成中でございます。

○議長（宇佐信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

はい。

対応はもう取りかかっておられるということで、今、シナリオ書いてないですけど時々見かけるんですよ。

やっぱりの役所の中で仕事しててですね、そういう時は気づけばちょっと救出に、担当してる係のところに救出に行ってきますということで、用事もないのに、ちょっと係長いいですかということで引き上げることができるんですけど、なかなか常時その場にいることはできません。

カスハラ対応としてですね、恐らくやっておられると思うんですけど、担当部署、担当職、ある程度経験のある年数的にも経験あるしスキルのにもある方をですね、研修等を通じて排出する例えば、定年退職後のスキルのある職員を再任用という形でその部署に対応する。

あとは場合によってはですね、警察など関係機関との連携連絡の経路のマニュアルをつくる。いわゆる職員を守るですね、職員を守る体制づくりはやはり今急務だと思います。こう言ってる間にも、昨日も恐らく今日も、そういう方、そういう方っていうか、に近い方がこられたのは事実だと思います。

厚生労働省のマニュアルは、詳細に私は承知していませんが、これからも連携して取り組んで頂きたいんですが、今、先ほど総務課長答弁された内容で、今現在ここまでいってるとか、大体この辺はもうマニュアル化してますよという項目というか内容があれば伺います。

○議長（宇佐信行議員）

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それではお答えいたします。

まだ案の段階ではございますが、内容につきまして、カスハラのみならず定義また該当する可能性のある言動例ですね。

また認定上の注意事項とか、予防方法発生時の対応方法及びその対応例、またそのカスハラ的事件性、責任性などについてマニュアルを作成中でございます。

全国的にですね、いろいろなマニュアルが作成されておりますものですから、それらを参考にいたしまして、職員を守る観点からも、本町にとって有意義なマニュアル及び訓令にしたいと思っておりますので、今しばらくお待ち頂きたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

8 番。

○8 番（猪原清議員）

分かりました。

やはり今まで聞いたところによると、現在でも進行形かもしれませんが、例えば教育委員会、企画観光課、以前は税務課の地籍調査担当とかにも必要に苦情といいますか、何といいますか権利を主張するということがあったと聞いてますので、やはりその辺の担当部署とか、企画観光課にしても大体この人をターゲットにしているとか、教育委員会では大体この人がターゲットにされてるなどとか、そういう方も含めて検討委員会の中で、いわゆるプロジェクトチームのようなものをつくられて、当事者からのそういう意見とか、要望といいますかそういうのもされたいと思うんですけど。

新聞記者されてた町長はこの件に関して何か見解がおありでしたら、簡単でいいですから。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

このカスハラ対策におきましては、私自身が入りましてというか、町長に着任しまして、そしてこれはやりたいと思っていた取組でございます。

それは、猪原議員もおっしゃられた職員を守るということが第一義でありますけれども、働きやすい職場、なかなか最近はですね人も集まってきました。

そして、公務員の仕事ってかなり大変なんですけれども、例えば景気が悪いときとか、そういったときにはまず抗議を受けるのは、言葉悪いですけども私も民間の頃思ったのは、やはり公務員はどうしても攻撃されやすい立場にいらっしゃいました。います。

ですので、私としましては、しっかりと笠原対策をしてほしいということで、4月の課長会のほうで、私がやりたい、そして総務課長のほうもしっかり取り組むということで答えていただきました。

そしていろいろなカスハラあるんですけれども、最近はですね、スマートフォンで撮影したり、そしてそれを動画で流したり、例えば、いきなりこう、なんですかねライブ放送みたいで来られたりとかですね、そういったこと、またいろんな物でつぶやかれたりとかして、デジタルタトゥーって言うらしいんですけども、一度ネット上に出了ものはなかなか消すことはできませんし、その人の一生ですね本当台無しにしてしまう。

真面目にやっても公務のためにしっかりやっても、そういったこともあると。

そういったことも含めまして、カスハラ対策しっかりと取り組んでいきたいと私はそのように考えております。

ちょっと答えとちょっと違いますけれども、以上私の考えでございます。

○議長（宇佐信行議員）

8 番。

○8 番（猪原清議員）

はい。

ぜひ町長先頭になって、今役場が直面するですねそういう問題を起きないように、また解決できるように切に願っております。

本当、人をです私も見るといかなと思うんですけど、いざ私が家に帰るとハラスメントのほうになるときもありますのでその辺はまた、人のふり見ては我が身をね振り直さなくちゃいけないと、自分に行かせて次の質問に移っていいですね、はい。

それでは質問事項の2なんですが、老朽化した上水道管の破損等に対する対応はということで、全国の自治体で、もうニュースで何回も出てますよね。

上水道管や下水道管の破損による事故が相次いでいます。

本町の上水道管も敷設して40年以上経過しているものがかなりの確率を占めております。

今後どのように対策していくのか、またそのための財源は確保しているのか伺いたいということで、実はいろいろ私も調べてきたんですけど、2021年度の水道料金、全国平均で3,317円だそうです。

これに2046年度20年後になるとどうなるかというと、約48%アップの4,895円。県内でも90%値上げしなくてはいけないというのが、うちの多良木町の近隣でも、数自治体あるということ。

これはもうニュースにも出てますので、恐らく大分の方がご承知かと思うんですけど、ご存じのとおり多良木町の上水道、下水道会計は公営企業、いわゆる独立採算制みたいな会計になってますから、よく聞くと隣の町の名前言いませんが、近隣の町村では、確かに安い。

ところがよくよく見ますと、一般財源からの補填とかが、やはり、結局、子供に対してやっぱり親が足りないから補充してやるよというように、本体から補助を受けているというのが現実なんですよね。

ただ、見た目はそれは安いからいいなと。安いからいいよねと。

それはいいんですよ。

ところがじゃああと10年後20年後どうすんのってなったときに、まずお聞きしたいのは、本町においての水道、上水道管は1番古いものは今何年ぐらいたっているのかというのをまず、お伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

はい。

多良木町の水道管理、水道管の水道管に関するご質問で、1番古いものがですね、導水管といまして、これは水源から浄水場まで伸びる管ですけども、これがしよ昭和54年敷設になっております。

次に、配水管、これがいわゆる通常、皆様方が水道管と言われるものですが、これが昭和55年敷設になっております。

○議長（宇佐信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

既に敷設替えの時期を迎えている配管も相当あるようですね。

で、その前に実際、そういう上水道管から漏出した事例は、今現在、過去から今現在に発生していますか。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

水道の水道管の漏水については毎年度発生しておりまして、年ごとの件数についてはちょっと今資料持ち合わせておりませんのでお答えできませんけども、大体金額にして毎年500万程度の修理を行っております。

○議長（宇佐信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

ニュースで出るような大規模な、今のところ災害とかですねそういう道路陥没とかは出てま

せんけど、今のままではもうそういう事態にならないとも限りません。

埼玉でも京都でもありましたよね。

もう埼玉のはもう人命が失われたということで、あれは下水道管ですけど。

今ちょっと、シナリオ書いてませんけど、埼玉で今後、じゃあ上水道管破裂した、替えます、下水道管破裂しました替えますということで、いくら必要になるか、個人負担、世帯の負担がどうなるかというのはもう埼玉で4倍、今の4倍。

多良木はまだあれですけど、近隣の町村見てもこの前あの代表監査とも調べたんですけど、近隣の町村でもう既に、去年度の段階で、もう倍ぐらいに上げないと追いついていけないというのが本当は実情なんですよ。

またシナリオに戻って、現在でも、水道料金を抑えるために水道事業単独でなく、先ほど言いましたね、町の一般財源から充当している自治体も多くあります。

ただ、そういうことを含めて、今後の見通し、その敷設替えの計画とか費用に対する各財源、財源の規模とか内容、財源は確保しているのかということ、この点2番目の最後に聞きたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

お答えいたします。

今後におきましても、耐用年数を迎える水道管が増加していくと見込んでおります。今後は更新工事を増やしていくこととなります。

水道管以外の施設、いわゆる浄水場であったり、配水タンクなどについても耐用年数が近づいていることから、これらについても更新が必要となってまいります。

資料につきましては、本町の上水道事業においては、国庫補助金を受ける要件を満たしておりませんので、俗に言う内部資金及び、企業債借入れを考えております。

財源規模につきましては、令和3年度に議会の皆様にご説明しました、多良木町上水道経営戦略の資料をもとに試算しますと、建設改良に係る費用を毎年度5,400万円とした場合、令和8年度から令和12年度までの5か年間で、2億7,000万円工事費が必要となります。

しかし、現在は建設資材が毎月毎月高騰しておりますので、資産以上の費用が必要になってくるのではないかと推察しているところです。

○議長（宇佐信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

そうですねもうこれはもう、容易に分かりますよねそういうことは。

昭和54年、私さっき若手議員と言いましたけど、高校卒業した頃ですよ。

その頃のがまだ敷設してあるということで、何年たちますか私高校卒業して。

両手じゃ足らんですよ、だから、もうそういうのが悪くなって古くなって漏水して、また費用がかかるというのはもう明白なんですよ。

だから、何回も言いますけど、多良木町の上水道会計下水道会計は、飲み屋じゃないですけど明朗会計で、結構、将来のことも考えてあると思うんですね。

これを考えておかないと、今現在高い、安くしろ、じゃそのつけはどこに来るか。国会じゃないですけど、赤字国債じゃないですけど、孫、子の代なんですよ。

だから今のうちから公会計でしっかりし、されている。

これを私は強く言いたいところだと思います。

よその町を見ると、結構うらやましいんですよ、隣の芝生は多くみえますので。

隣のゴルフはうまく見えると一緒に、何でもよく見える。

例えば5,000円の商品配られたよかったね、多良木も配ってくれんかなあと私も思う、時々ありますけど。

ただ、この前の多良木高校見たときに、これだけの子育ての人にですよ、施策を打っておられる。ほかの町はないですよこういうところは。

自画自賛じゃない、私は自画自賛じゃないですけど、それをよく見て、こういう施策もされてる、よそにはない、例えばヘルメットの助成とか県下ではまだ数町村しかしてない、そうい

う助成とかいっぱいされてますよね。

それをちゃんと見といて、一般財源使ってこれだけうまくやりくりしてされてるなど、町民が分かればいいんですけど、そこで隣が5,000円配った、何で多良木は配らんとやるかと。

それはもう町長も常々言ってるやんやん財源の中でできることをやるということで、町民の方もその辺は、私も含めてですねよく理解したいと思います。

というところで2番目は締めくくります。はい。

それでは3番目の質問に移ります。

職員に対するアルコールチェックについてということで、恐らく大体の方はニュースで知っておられます。

県内の消防本部において、救急車が物損事故を起こし、当時運転していた救急機関員の法規から基準値以下である者のアルコールが検知されました。

本町でも通勤や業務において車両の運転をする職員、相当の確率でいらっしゃると思いますが、アルコールチェックに関して明確な基準、いわゆるチェック体制とか、チェックの時期時間帯記録の管理、はあるのか伺いたいということで。

これ天草のほうの消防署ですね。

これが出てすぐ、熊日新聞ですかね、各県内の消防本部に聞いたそうです、電話で。

そこで、上球磨消防署はやってないということで出たんです。

何を言いたいかというと、上球磨消防署だけなんですよやってないって出たのは、ほかはやってる。

詳細を聞きました。何でもかなと。

そしたら、ほかの消防署はまず電話できたとき、対応が問合せ来たときに、担当の部署につながります、総務課の誰々につながります、総務課長につながりますということで全部その現場からすぐ上につないだそうですよ。

対応した内容が、やってますと、うちはやってます。

それだけ。

それ以上も以下も言わないと。

ところが上球磨消防署の場合は何でかちゅうと、現場の職員がもう全部対応してしまいました。こういう体系でこういうことでこういうことで。

ところがやはり相手はもう報道ですから、ついてきます。

ここはやってないんですか、あそこはという濁したところも全部突かれてやってないんですねということで、みたいに。

町もですねそういう報道の問合せが来ないとも限りません。

そういう、例えば職員が事故を起こした、呼気からアルコールが検出されました。

そういうとき、電話来ますよね大体。

じゃあ町はどうしてるんですかと。

そうなったときにまず、外部対応っていいですか涉外担当といいですか、報道対応、必要になったときに、必要な対応ができる担当、部署は本町においてあるのか、まずこの辺から伺います。

○議長（宇佐信行議員）

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それではお答えいたします。

議員が申された外部対応報道対応等ですね、が必要になった場合の担当課はどこかということでございますが、この件につきましては、具体的には、条例等にはうたってございません。

ということでその場合ですね、他課の主幹に属しない事項につきましては、総務課で行うというふうになっておりますので、そのように取り扱うことになると思います。

また外部対応につきましてはですね、起こった事件等をですねきちんと把握してですね、その対応に当たりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

はい、8番。

○8番（猪原清議員）

そうですねやはり何でもそうなんですけど大きく報道に出た場合は、その報道が真実だと、住民は思ってしまうんですよね大体。

大体真実かもしれませんが、やはり起きてからでは遅いですよね。

まず、先ほど町長もさっきの質問で答弁されましたが、何でこれが必要かということやはり職員を守るためなんですよね。1人の職員が何か起こした、じゃあみんなもそうじゃないかと普通思ってしまうですねテレビ等が出ると。

私も以前そういう仕事に行ったときに、いろいろ言われました。

私はじゃないですよ、いろいろあったときに、例えば救急車が行っていた、赤信号で行ったけど泊まらずに徐行していったら青信号の車とぶつかってしまった。

どうするかというと、どうしたかということ、何十件もありましたそういう事例が、ところが何十件あった中で100%負けました。消防署のほうが。

何でかということ、相手は法律を守っているからですね。

守ってないのは消防車、救急車のほうなので。1回止まりなさいと。

サイレンで止まって、サイレン拡声器で注意を促してから、安全を確認してから通過しなさい、それをやってなかった。そういうときにどう対応したかということ、大きい組織、この役場も含めてですねそういう組織には、そういうそれなりのスキルを持った研修訓練を受けた、そういう学歴とかいろいろありますけど、のがおりました障害担当というのが。必ずそっちにつなぐと、渉外担当つないで裁判も渉外担当が担当しますよと。それだけ何とか大学法学部データ渉外担当が言っても、やっぱり法律に基づいてさばいていけば、やはり法律をちょっとでも逸脱したほうが負けますよということ。

やはりそういう報道対応もですけど、職員も常々そういう、何といたしますか、法令遵守ですよ法令遵守だけはして、やはり指摘をされないように、なかなか窮屈になってきますけど、やはり町の職員というのは私たちも含めてですね町民の方から見られてるということで、やはりその辺で、飲酒もちょっとあした公用車を運転するんだけどというときはなるべく0時を過ぎない形で、例えば一合だけ今日は0.5合にしてみようとか、人のこと言えないですけど、そういう考えでですね、やはり、アルコールチェックも適正にさせていただいて、適正にしていって事故を起こした場合、それこそ、その人の運転スキルがちょっと弱かっただけであって。

アルコールに今厳しいです。アルコールは世間の目が冷たいです、いろんな事件が起きてますから。職員からそういうのが出たらもうバッシングですよ。

分かりました。その辺の対応はちゃんとされてるということで。

最後に、アルコールチェック体制の具体的にどういう体制とられているのか。

記録はどういう記録で、どのぐらいの頻度で行っているのかっていうのは、最後にお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それではお答えいたします。

本町のアルコールチェック体制でございますが、これにつきましては、安全運転管理者制度というのがございまして、実際のところ私が管理者に指定されております。その制度に沿いまして出張などですね、公用車を使用する場合には、原則ではございますが、使用前使用後に運転者に対しまして、酒気帯びの有無について、安全運転管理者等が目視での確認や、各課に備えてありますアルコール検知器によりまして確認を行っているところでございます。

またチェック記録ですね、につきましては、公用車使用記録簿というのがございまして、これとともに電算システムで入力いたしまして、記録しておるところでございます。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

はい、分かりましたしっかり今後も対策とっていただきたいということで、町長にも聞くと

いうシナリオがあったので、報道関係におられた町長に対してもですね、今、今の一連のアルコールチェックに対することに対しての認識をお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えいたします。

今回の報道機関の端緒は先ほどおっしゃられた、消防関係の県内のある事故が発端となっております。報道機関側から見た、居た立場からしますと、こういうのがあったらですね、関係する機関全てに電話します。電話といいますか取材をかけます。そういったことはですね、必ず想定される、もっと分かりやすく言いますと、例えば台風が来た場合、翌日、また前日の夜とかにどういった被害対応されてますかとかですね、例えば床上床下浸水ありますかとか、間違いなく電話がかかってくる取材があるっていうのは間違いないんですね。

今回に関しては、通常の取材対応とは別にですね、うそはいけないんですけども、答えをしっかりと準備しておく、そしてしっかり先ほどおっしゃられた担当課につなぐということが、必要だったと私は思っております。

また、基本的にはですね、重要な内容を含む取材案件、これはもう報道側もかなり準備して予習してといいますかですね、準備しながら来ますので、すぐすぐにですね担当課、担当課であってもですね、電話を受けた人であっても、報道側の質問事項、また趣旨ですね、そういったものをしっかりと聞き取った上でですね、折り返ししっかりと回答する、そういったことが非常に重要だと思っております。

そしてそれがですね、組織の防衛、信用失墜、さらに、回答したですね職員の方ですね、報道前後の心的負担を減らす、そして報道後に、やはりいろいろですね町民の方だけではなくいろんな地域の方とかから、そういった言葉をかけられたり、嫌な思いをすることがありますんですね、先ほど申しました基本をしっかりと徹底するということが非常に重要だと思います。

報道機関で取材してた立場からしますと、落とし入れてやろうという気持ちは正直ないんですけども先ほどおっしゃられたとおり、やはりちょっとこう何かすきがあるとですねやっぱこう当然質問で追及してしまいますので、そういったところはしっかりと基本を大切に対応することが信用失墜や職員を犯したりとか、組織の防衛で失敗し損したりとか、職員の安心安全という気持ち、身体も含めたところで安心安全を守るために絶対に必要なことだと思います。

以上答弁いたします。

○議長（宇佐信行議員）

8 番。

○8 番（猪原清議員）

そうですね町長の言われたとおりだと思います。

言ってみれば、そういうのが来たときには、私もよく以前言われたんですが、いらんことは言うなど。もう事実、1があれば1しか言うなど。

私は普段はいらんことばかり言いますけど、そういう大事なときですね、そういうのが来たときはもういらんことは言うなど。事実だけ言えと。

報道のときもそうですけど、いろんな何か、私はですよ、不祥事がたまたまあったときに調べに行きます、そういうのは。部屋も全部個別で調べられます。

だから、報道対応と一緒に、とにかく余計なこと言ったらそこに町長がおっしゃられたとおりに、マスコミでも検察でも警察でも突っ込んでくるのはもう明白ですから、その辺は、すきを見せるんじゃないですけども、業務中の7時間そんぐらいですね緊張して仕事をされてると思うんですけど、さらに緊張感持たれてですね、業務に当たっていただければ、もう、町民としても非常に誇りになることだと思いますので。

最後の質問に行きます。さくさくと聞きます。はい。

それでは、4 番目の質問で、町長公用車について。

以前、ある自治体首長の公用車について、車種が高額過ぎることから、そこは市議会、県議会ですかね、購入を否決された事案がありました。本町の町長公用車採用に関する基準を設けてあるのかということで、この公用車というのは、いわゆる黒塗りですね、黒塗りの車です。

シナリオに入ってきますが、まず町長、公用車って必要ですか。

そこをお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

まずは、私のほうより答弁させていただきます。

町長車は、必要でございます。

なぜかと申しますと、町長がですね、出席される議会等是非常に多ございまして、例えば、本年6月の予定で町外へ出張されるのが、まず定例の町村長会議、管内主要事業説明会、流域治水協議会、郡体応援が4回、くま鉄の取締役会、城南家畜自衛防疫協議会、JAくまの総代会、県町村会、正副会長との意見交換会、また県庁職員会、広域行政組合理事会、くま鉄の株主総会、人吉球磨観光地域づくり協議会総会、などが予定されております。

6月は、定例の本会議、町議会の会期に当たることから、これでも少ないほうだと思われまして。このほか、出席しなければならない町内で行われている行事もございます。また、予定されている行事のほか、緊急に入ってくる行事もあるものと思われまして。

町長公用車につきましては、重要な職責を担っている町長の安全確保や、危機管理時の対応に適していること、また多数あります会議前資料内容の確認等、事前に準備する時間を確保する上でも必要でございます。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えいたします。

必要であります。

短く言わせていただきますと、安全の確保、危機管理、円滑な公務、そしてもう少し上げさせていただきますならば、車というのは、安全性の高い自動車であることと、私は聞かされておりました。若い頃からですね。

それがですね理由としまして当時聞いていましたのが首長、町村長とか知事さんとかですね、社長そして社長後継者、そういった方がですね、亡くなったり、例えば交通事故等ですね、亡くなられたりそして意思表示判断が困難になることで、企業であつたり行政が大変な混乱を来すというふうにして聞いておりました。

そして、これはもう私がもう特にその他町長にこうして、乗り出してまた感じたことにおきましては、公用車を運転する側もやはり安全運転に気をつけますし、公用車黒ですので、近くを運転される方たちも、ぶついたら修理代が大変そうだったりとか、自分の車のときとか、会社員時代結構煽られてたんですけれども、今正直煽られることが一切ないですよ。そういったところでの抑止効果もやはりあると思います。

そしてまた、町長公用車に乗っていることで、当然、町民の方いろんな住民の方から干渉されることになりますので、行動が当然、制御されることも大きいと思われまして。

また、警察のですねパトカーが少し分かりやすいと思いますけれども、運転中に遭遇するとですね、悪いことをしなくても、どきっとしたりブレーキを踏んだりしますけれども、私警察長く担当していてよくその話になったんですけれども、プライベート時のですね、警察官ですら、私たちと同じようにパトカーを見ると、やはり緊張感が漂うというふうに聞いたことがございます。

以上でございます。

○議長（宇佐信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

必要ということですが例えばですね、いろいろ調べたんですけど、宮城県の仙台市は市長公用車がトヨタのアルファード851万、山口県ではトヨタのセンチュリー2,000万以上というのが問題になったということで、先ほど町長おっしゃられたとおり高級車、高級車っていうかそういう頑丈な車ですね。

頑丈な車といえばアメリカの大統領は、ガラスが5センチぐらいある、まあそこまで必要な

いと思うんですけど。

ただあの、今全国ですれね北九州とかいろんなところで公用車を廃止を、黒塗りをですれね、例えばうちの町ではないんですけど、教育長とか議長とかが黒塗りの車に乗ってる大きい自治体ですれね。

また、あとは高知県の自治体はもうそういう黒塗りはやめようという、自治体もあるそうです。ただあの、そういうところはどしてるかというとはイヤー、イヤーってありますれね。タクシーじゃなくて、そういう黒い車で送り迎えするとかタクシー会社ですれね、を利用して。あるいはリース、リース物件でやってるとか、ただ、雇用、運転手の雇用というのが一つあれなんですれけどやっぱり町の産業を守るということでタクシー会社が使っていただければ、はい上がるかどうか分からないんですけど、そういうのも町が潤う一つになると思うんですけど。

やっぱり豪華じゃなくて、どこの町村長もそういうのに乗ってますからあれなんですれけど、今年亡くなった、どこですかねウルグアイのホセ・ムヒカ元大統領は、車はボロい中古車でいてたと。家も、借家の、内容は分からんですけど、いってた。

そうしたときに、多良木町長はすごいなと。

今のカットでやられてるとか、私もよく煽られることありますって話ですれね、もう特に軽なにか乗ってると煽ってきます。

私はちゃんと対策しました。大きな、ここでは秘密しときますれけど、すごい対策をとってですれねそれ以降は煽られなく、暴力的な対策じゃないですよ。

ですからそういう点で、かなりそういう財政規模の大きい自治体から小さい自治体までそういうものを廃止して、できるだけ財政負担を軽くしようとか、そういう公用車に対する職員の時間外労働を軽減しようとかいう、自治体が実際、全国で調べるといろいろ出てきてるんですれね。

その辺に関して、やはり、それでもやっぱりこういうことで絶対必要なんだと、私を納得させられる答弁をあと 1 回、あと 1 回でなく 2 回ぐらい聞くかもしれんですけど、お願いします。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

私も高級な車に乗りたわけではなくてですれね、やはり頑丈な車。そしてやはり乗ってるのが分かる。そしてもうさっきともう本当一緒なんですれけれども、やはり何か起きたときに、いろんなものが滞ったりすることがない。

やはり、運転手の方も、私の命も守ることは当然ですれけれども、やはり滞ったり混乱することがないということが重要であると。

そんな 2,000 万の車なんかもう、私、乗る気はさらさらございません。

ただ安全で分かる、そして自らにも抑止効果が働くような車ということで考えております。

以上でございます。

○議長（宇佐信行議員）

8 番。

○8 番（猪原清議員）

よく分かりま、ぐらいまで言っておきますれね。

じゃ、最後にまた質問の最初に戻りますれけど、そういう規定はないそうですれね、公用車を利用しなくちゃいけないという規定は、法律上、どこの自治体も、どんなレベルのにしても、基準というのはないそうなんですれけど、じゃあ本町の庁用町長公用車採用、あるいは運転専門の職員を採用する基準というものはありますか。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

職員の採用の件でございますが、多良木町の場合、会計年度任用職員ということで町長専用車の運転をやっていただいております。

町長の運転手ということで 1 番安全第一が重要でございまして、できれば先ほどアルコールのこともございましたが、面接あたりでもですれねできるだけ飲酒しない方が適しているのは、

間違いないと思いますが。

とにかく安全運転に心がけていただいて、時間にもしっかり対応できる方等を採用させていただいたところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

8 番。

○8 番（猪原清議員）

はい、ですね。

町の公用車ということでそれなりにやはりスキルを持った職員を採用して、公用車についてもですね、他の自治体ともう比較して、さほど華美ではないのが必要だと思います。

たまにいますよね。ハンドル握ると性格変わる人とか、過度に飲酒する人が。

私の周りにいませんけど、やはり採用とかそういうときにやはりそのほうは見極めていただいて、公用車としてはもう今の車がどれぐらいするか分かりませんが、町の財政とか、職員を圧迫しないような形でやっていただければ、私はいいと思います。

以前は、こっちの消防署は知らないけど、消防署はいろいろうさくて、研修を、試験を受けて研修に合格して1か月以上研修行って、それなりのスキルを持たないと運転できないというシステムがあったんですけど、そこまでもう要求しませんが、やはり課長がおっしゃったとおりに、面接採用のときにですね、そういう方の性格スキル、もしかしてハンドル持ったら性格が変わらないかとか、毎晩5合ぐらい飲んどらんかとかですね、その辺はちゃんとしっかり面接頂いて。

また、公用車の購入のときもですねやはりそういう町民の目から見て、余り過度に大き過ぎないかとか、そういうのはちゃんと採用のときにしていただければ、やはり何といっても一般財源大事ですから、お金は大事ですからその辺でうまく経費がかからないようにしていけば、また町の福祉にもその分回せるかなあとと思います。

ということで、もうちょっとしたら休み時間になりますので、この辺で私の一般質問を終わります。はい。

○議長（宇佐信行議員）

これで8番、猪原清議員の一般質問を終わります。

時間もですね、1時間程度しますので、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時54分休憩）

（午前11時04分開議）

前田 文議員の一般質問

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、前田文議員の一般質問を許可します。

10番、前田文議員。

○10番（前田 文議員）

こんにちは。

連日の梅雨空が続いておりましたが本日からは晴れ模様が続くようで、しかしながら、湿度が高いので熱中症や食中毒対策に一層の注意が必要となる時期でもあります。町民の安心安全な暮らしのために、引き続き全力で取り組んで頂きますようお願い申し上げ、通告に従い始めたいと思います。

がん患者の方を対象とした助成について、1町が行う住民健診の再検査に向けた取組についてお伺いします。

令和6年度で集計ができているかと思いますが、がんの疑いがあると再検査の要請があった方の中で再検査を受けられていない方の人数の把握はされていますか、お伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、再検査の受けられていない方の人数を把握しているかどうかについてのお答えをいたします。

町が実施しております住民健診や、個別がん検診に係る人数につきましては把握できております。

しかし令和6年度の数値で一部確定できていないものがありますので、令和5年度の実績値で答弁させていただきたいと思います。

町では様々ながん検診を実施していますが、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がんの五つを合算し、精密検査を勧奨した人数は男女合わせて延べ154名でした。そのうち再検査を受けたことが確認できなかった方は41名おられます。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

では、未受診者の方の受診を促進するため、どのような対策をされていますか、お伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、まずは、精密検査が必要な方に対する対応についてからお答えいたします。

毎年7月に実施しています住民健診やがん検診を受けた方で、急を要するケースにつきましては、4月のうちから、個別に電話や訪問などを行い、早急に連絡をとっております。なおそれ以外の方につきましては、6月初旬に町の保健センターで集団及び個人的な検査結果の説明会というものを開催しております。精密検査の案内をそこで直接行っております。

次に説明会に欠席された方につきましては、住民保険課から電話で連絡し、後日、面談や家庭訪問などを行っております。

また、どうしても面談の時間が取れない方につきましては、郵送による文書での精密検査の案内を行っています。

一方、この精密検査の紹介状というものがありますが、その返信先は、それぞれの検診機関となっております。

よって、検診機関から検査をされない未受診者に対しましては、検診機関からも電話連絡や郵送による文書で精密検査などの受診の勧奨を行っていただいているところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

二重での連絡ということでは心強く思っております。

では、再検査を受けた方の中で、がんと診断された人の人数や割合などを教えてください。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、お答えいたします。

精密検査の案内を行った154名のうち、異常が認められた方は3名でした。

なお割合にすると約2%となります。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

では、再検査を受けたかどうかの把握ができていない方はいらっしゃいますか、お尋ねします。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それでは、お答えいたします。

再検査を受けたことが確認できていなかった 41 名のうち、11 名はほかの病気の治療中や入院中などの理由により、再検査が受けられない方でした。

残りの 30 名が何も返答などがない未把握者となっております。

○議長（宇佐信行議員）

10 番。

○10 番（前田 文議員）

未把握者の状況を明らかにするために、国保以外の保険者との連携や、町民へ情報提供などに取り組む必要があると考えますが、本町の見解を聞かせてください。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それではお答えいたします。

議員が言われたとおり、未把握者を把握していくという取組は大変重要なことと、私たちも認識しております。

なおこの未把握書については、その年度年度で結果的に受診の確認等ができなかった方ではございますが、この住民検診は毎年行われており、11 月から 12 月には次の年の住民健診の申込みなども行っておりますので、そちらで申込みがあるかないかの確認等もしております。

また国保の特定健診の事業にはなりますけれども、受診を勧奨するための事業というものがございます。

そこで補助事業を使って勧奨をするための職員を雇って、いろんなアプローチを使って、住民健診を受けていただくというような取組も行っております。

そういった取組を総合しまして、なるだけ、未受診者がいないような取組というのを、住民ほけん課としては徹底して行ってまいりたいと思っております。

○議長（宇佐信行議員）

10 番。

○10 番（前田 文議員）

検診の、受診率の向上には未受診者への勧奨効果と未把握者への実態把握が不可欠ですので、より一層調査を進めてもらい、早期発見の促進を引き続き図っていただきたいと思います。

では、次の質問に参ります。

2、がんの治療によって外見の変化が生じたがん患者の方が自分らしく生活できるために、町ができることを積極的に取り組むことが必要である。

がん患者の QOL 向上のために、ウィッグや乳房補整具等の助成はできないかについてお伺いします。

がん患者の QOL とは、がん患者のクオリティーオブライフの略で、生活の質と略されます。がんの治療や経過において患者がどれだけ快適に充実した生活を送れているかを評価、考慮する重要な概念です。がんと診断された患者の方々は、病気そのものへの不安と、抗がん剤治療等に伴う脱毛などの外見の変化による精神的、社会的にも負担が大きいものがあります。

特に女性の患者にとっては、脱毛による外見の変化が社会参加や人前に出ることへの不安につながります。今まで本庁へウィッグや乳房補整具等の相談はありましたか、お尋ねします。

○議長（宇佐信行議員）

竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

それではお答えいたします。

過去 5 年間、保健センターなどへの相談内容を調べてみましたが、住民ほけん課への相談は、確認できませんでした。

○議長（宇佐信行議員）

10 番。

○10 番（前田 文議員）

そうですね確認はなかったんですね。分かりました。

4 月にがんの治療を受けているという女性にお会いする機会がありました。その方が多良木町

にはウィッグの助成がないんですねと言われ、そのことを私もちょっとちょうど調べていまして周知していましたが、彼女ががんと診断され、今からの治療を進めていく上で副作用として脱毛、身体の嫌悪感などが発生、発症しますと説明があり、市町村によりウィッグの助成がありますので、調べますねと先生から言われ、期待したのもつかの間、先生からは多良木町には助成がありませんねと言われたときは、すごくショックだったとお話しされました。

まだ子育て真ただ中、学校行事もあります。仕事もされています。

淡々とお話しされる姿に何と声をかけたらいいのか言葉に詰まりました。

医療用ウィッグは一つ数万円から数十万円と聞きます。大変高額であり、購入をためらう方も少なくありません。

全国的にがん患者のQOL向上を目的に、医療用ウィッグや乳房補整具に対する助成制度を設けている自治体も年々増えてきています。

近辺では、あさぎり町、湯前町が始められていますが、本町としてもぜひ補助できないでしょうか、町長へお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

はい、竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君）

住民ほけん課から答弁させていただきます。

まず、熊本県の状況でございますけれども、ウィッグや乳房補整具等についてのもので、助成についてでございますが、熊本県では、市町村を経由する補助事業として、がん患者QOL向上事業を令和6年度より実施しております。

この事業では、がん治療によって外見の変化が生じた患者が購入するウィッグや乳房補整具等に対して助成するもので、2万円を上限に県が4分の1、町が4分の1を合わせた2分の1以内の割合で補助をするものでございます。なお、熊本県内では、昨年度の実績で22の市町村でこの補助事業に取り組まれています。

本町としても、がん患者の方々の生活の質を向上、生活の質の向上を図ることは、必要であると認識しておりますので、できるだけ早い時期の補助事業の実施に向け検討してまいります。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

では町長はどうお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

今課長が申したとおり、事前にお話を協議をしてですね、やるという前提で協議していくということでございます。

やはり困った方、やはりおっしゃられた部分ですねやっぱ外見で女性でとか、男性もそんなんですけれどもやっぱりいろんな子育て世代とかいろんな社会的なつながりとかそういったところで、助けるっていいですかそういった補うことができるのであればですね、ということで、前向きではなくてやる方向で検討するっていうところでございます。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

本町は2%ではありますが、がん患者の方々にとって、治療中も自分らしく生活できる環境が整うことは大きな希望となります。

こうやって声を上げてくださった方が、いざ補助事業が、実施された際に、対象外となってしまうケースが多くあります。

国、県の制度に注視し迅速な対応をしていただきたいとお伝えし次の質問に進みたいと思います。

中学校制服の移行に伴う制服費用の支援について。

1、令和6年度に実施された制服についてのアンケート調査より、ア、制服を新調する方針の決定づけるに至った項目や意見についてお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

お答えいたします。

中学校の制服についてのアンケート調査は、令和6年6月に当時の全中学生、中学校教員、小学校五・六年生、保護者の804件に対し実施しており、回答数は306件回答率38%の結果でありました。

議員ご質問の新制服導入の方針の決定に至ったアンケート調査項目は、制服の見直しをする必要があると思いますか、の問いに対し169件、約6割の方が必要があると回答があったこと。

さらに、現在の制服で不便なところ、改善を望むところはどんなところですか、の問いに対し、気温に合わせて調整ができないが改善点として多く選択されたことによるものと理解をしております。

なお、手入れがしやすい

制服を望む、ジェンダーレスの観点から男女別なくスカートやスラックスを選べるようにしてほしい、季節に合わせて調整ができる制服を、などの意見も中学校として見直しを決断された、後押しになったものと考えております。

教育委員会としまして、近年の気候変動への変化や個人の価値観の多様性への対応の必要性から、中学校の新制服導入の必要性が高まったものと判断をしているところでございます。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

はい。

では、イ、の保護者からの不安や懸念の声は、主にどのような意見が寄せられていますかお尋ねします。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

お答えいたします。

制服が変わるとお下がりができなくなる、物価が上昇しているので購入価格が高くなるのではないかと、との意見がですね、アンケートのその他の項目で多く寄せられておりました。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

はい。

そうですね、お下がりがまずないというのが1番先に上がってくることだと思っています。経済的な不安もあったかと思います。

お下がりがあるとですね、新しく購入しなくても済む場合もありますし、洗い替えとして考えたときに、1着新しく購入しようとする家庭が多いかと思います。

しかし、制服のデザインが変更すると、お下がりが使えなくなり、2着目を購入することが難しくなってきます。

そこで、2の来年度制服が新調されることで、新入生全員、新たに購入する必要がある保護者の経済的負担を軽減するため、支援を行う考えがあるかについてお伺いします。

まず、令和6年度より御船町では中学生に制服1着分の支給をされていることから、その件についてちょっとお話を伺うことができたのでちょっと紹介します。

財源は、新生活スタート応援事業、物価高騰対策重点交付金事業、1,244万8,000円です。新1年生の人数は、御船中学校170名、多良木中学校の2倍です。

制服の支給となった経緯は、町で実施した子育て世帯へのアンケート結果で必要な支援として、子育て資金が最も多い結果であった。

これに対して現金支給ではなく、費用負担の大きい制服の現物支給に全ての子育て世帯へ支

援とされたようです。

令和6年12月定例会で魚住議員が制服への補助についての質問をされたとき、元町長が入学祝い金2万円を3万円へ補助することは許容範囲だと言われております。新町長が予算を決められるでしょうとのことでした。

そして、町長は3月の定例会で、入学祝い金の増額等を含め、検討していきたいと述べられています。

町長はどのようにお考えですか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えいたします。

子育て支援施策として現在福祉課で行っています、制服学用品等購入資金助成として、中学校入学祝い金2万円を交付しております。

現在の制服とまだ決定していない新制服の価格の差額、物価高騰の影響も考慮いたしまして、来年度予算計上前までには増額へ向けた検討を行いたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○10番（前田 文議員）

はい。

制服の制服自体、冬用・夏用ですね、1着ずつ7万円ほどします。

そのほか、体操服など1着ずつで4万円ほど、それに自転車、部活動用品出費が重なります。

コロナ前からすると物価高騰の赤字幅は、1.23倍、それより多くなってる商品もあると思います。

また、今月から一部食品などの値上がりもあり、まだ上がるのか、いつまで、不安は拭えません。

水上村でも夏のポロシャツは支給され、入学祝い金、1年生で10万円、7年生で15万円、何回も言いますがお下がりがありませんので少しでも多くの助成が望まれます。

ウィッグの助成や制服費用の助成は、当事者や家族の精神的、経済的な負担を軽減し、安心して生活、通学できる環境づくりにつながります。

本町は子育てに、子育て支援に対して力を注がれていることも十分分かっております。限られた予算の中だとは思いますが、現実に向けた対応に期待を膨らませて、私の一般質問を終わります。

○議長（宇佐信行議員）

これで10番、前田文議員の一般質問を終わります。

落合 健治議員の一般質問

○議長（宇佐信行議員）

次に、9番、落合健治議員の一般質問を許可します。

9番、落合健治議員。

○9番（落合健治議員）

それでは通告に従い、一般質問を始めます。

朝の議運の中でですね、クーリングシェルトーの話等々がこれからいろいろお願いしますという町長からお話がありましたが、一つだけ一般質問とは関係ありませんが、クリーンシェルトーの数を増やすだけではなくてですね、もう皆さんが集いやすいような敷居を下げる努力をしていただいて、皆さんがもういつでも気軽に入れるようなクリーンシェルトーを増やしていただけたらと、まず一つ言ってから一般質問に移りたいと思います。

議長そして一部質問の中に所管する課への質問がありますが、必要と感じますので、許可のほうをよろしく願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

お願いします。

○9番（落合健治議員）

はい。

今回、大きく三つの質問をいたします。

町長、教育長ともに町民に分かりやすい答弁をして、また今日は中学生のほうも来ております。

分かりやすい答弁をよろしく願いいたします。

それでは1番の民生委員の活動補助についてを質問していきたいと思います。

まずは民生委員の役割をどのようにお考えか、答えていただきたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それではお答えいたします。

民生委員は、地域住民の身近な相談相手として、福祉に関する様々な支援の入り口となる大切な存在です。

特に高齢者の見守りや生活に困っている方への支援など、地域住民一人一人に寄り添う役割や、地域住民と行政との橋渡し役を担っていただいております。

昨今では、少子高齢化や地域のつながりの希薄化といった社会状況の中で、民生委員に求められる役割は一層多様化、高度化しており、その活動に対する地域からの期待も非常に大きいものと認識しております。

○議長（宇佐信行議員）

9番。

○9番（落合健治議員）

課長のほうからご意見を伺いました。

では町長のほうはどのように民生委員のことを考えておられるか。

よろしくをお願いします。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えいたします。

昔はですね、向こう3軒両隣、身近に比較的ですね相談する相手とかいてですね、それぞれ助け合ったりする場面が多かったということでございます。

私も比較的身近に民生委員の方とかいらっしゃったんですね、相談することとかじゃなくて、知り合いとかですね、あれなんですけども、短く言いますと本当に身近な生活福祉の相談員、もっと端的にキャッチフレーズの言うと、地域福祉の要である存在であるとそうように認識しております。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

9番。

○9番（落合健治議員）

今、課長、町長共に答弁を頂きました。

非常に民生委員さんがですねこれから先、最も私としてはほかの委員会も重要なんです、民生委員さん特に重要視される委員さんだと思います。

ただその成り立ちがちょっと変わってまして、厚生労働省からの直接の委託ということで、町だったり県だったりなかなか介入することができないこととなっております。

社協のほうに事務所はありますが、実際は個人個人で受けられており、ほかのところと一線を画すところであります。

自分も一般質問でですね前回質問させていただいて、何しろ報酬はもともとボランティア精神を持っていることで報酬はゼロで、その活動資金ですね、活動資金として県のほうからお金が出てるんですが、そのほかどうしても足りないということで、前町長にいろいろ要望して考

えていただいたところ6万円プラスですね、年間6万円プラスで活動費を頂いております。

そのことに関しては、民生委員さんのほうからも前よりは十分活動しやすくなったという話を聞いております。

そこで1番終わって2番のほうの質問に移りたいんですが、皆さん重要な役割を民生委員さんがされているということは十分承知のことだと思うんですが、今2番目の質問にあるようにですね、高齢化、1人世帯、コロナ禍以降の住民交流の希薄さを考えると、民生委員の役割は大きい。

行政区の情勢に合わせもう1人、民生委員の補助になる方を増やせるようにできないかという質問ですが、今この時期ちょうどですね、民生委員さんを探すために、普通、通常、区長さんが探していらっしゃると思います。

交代のところはですね探していらっしゃると思いますが、前とは違っていろいろな問題が出てきております。

やっぱり資料として提供していただいているんですが、民生委員さんの偏りですね、1人当たりが見る民生委員さんの数が私がもらった資料によると、少ないところでは、18人、18人の9世帯の担当のところもありますが、多いところになると、552人の253世帯。

これを同じ人数で見るという偏りが出てきていると考えます。

でももとの民生委員さんの考え方がボランティアですので、それを強く言われると厳しいんですが、やはり、やっぱり活動資金としては必要なものだろうと思います。

そこでもう1人で回るのがなかなか大変ですね、このことに関して、町のほうの見解をまずは聞きたいと思います。

お願いします。

○議長（宇佐信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それではお答えいたします。

高齢化の進行や単身世帯の増加、さらには新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域住民同士のつながりが一層希薄になる中、地域の身近な相談相手としてご活動頂いている民生委員の皆様の役割は、これまで以上に重要になっております。

一方で、民生委員の担い手不足は全国的にも課題となっており、他の自治体においては欠員が生じているところもあるようです。

本町におきましては、区長の皆様のご尽力により、各地区から委員を選任頂き、現在のところ欠員なく活動が行われている状況です。

しかしながら、今後も安定的に担い手を確保できるかについては、懸念もあります。

このため、本町では、県から支払える手当6万200円のほか、令和5年度より、町単独事業として、民生委員1人当たり年額6万円の活動費を助成し、委員の皆様の活動を後押ししているところです。

また民生委員の定数につきましては、厚生労働省の基準に基づき町村部においては、70世帯から200世帯に1人という配置基準が示されており、これを踏まえ、県の条例に市町村ごとの具体的な定数が定められております。

定数の変更にあたっては、県の条例改正が必要になりますことから、民生委員の一斉改選の前の年に県から定数に関する調査が行われます。

定数を増やす場合には、委員の確保ができるかの観点やヒアリング、また、必要に応じた現地調査等が実施されての判断となりますことから、町の判断で定数変更はできない状況です。

議員にご提案頂きました補助的な支援の配置につきましては、県内での導入事例はございませんが他県の自治体では既に導入されているところもあるようです。

補助的支援員を配置することで民生委員の確保がしやすくなるのか、また、負担軽減につながるかどうかについて、まずは、そうした他の自治体の取組について情報収集に努めるとともに、実際に活動されている民生委員の皆様からもご意見を伺いながら、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

9番。

○9番（落合健治議員）

今課長のほうからあったように、県のほうに要請はできるがなかなかその確約はできないということでした。

そこで町長にも伺えるんですが、今現在問題になってる今さっき民生委員さんの人数ですね、現在のところ確保できるという話ではあるんですが、今現在がですね、退職が出て65歳、元気な方は75歳ぐらいまで働いておられて、なかなかその時間に余裕のある方がいらっしゃらない。

なおですね、民生のある方はほぼほぼ女性の方で、男性の方がなられた場合でも、大体奥さんのほうが手伝いをして民生委員の活動をやっておられるという現実があります。

男性の方でですね、手を挙げていただいたところは、奥さんがっていうのは男性の方がなかなか、女性ひとり暮らしの世帯のところに行くのがなかなか難しいというか生存確認も含めてですね、行くのがなかなか難しいということで、これ偏見とかではなくてそのサービスを受けられる側の感覚ですね。

どうしてもそうになってしまうので、男性の方がなかなか民生委員が受けられないという現実があります。

そこでですね、私が今考えているのは補助の人間として、奥さんも一緒に活動してもらう場合とかですね、その方が申請すれば、その奥さんの活動費の部分も見てもらえとかですね、そういう補助があればと今思っているところです。

その点について町長はいかにお考えか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

先ほど課長が申した、答弁しましたとおり、県の条例っていうのがまず第1段階で壁としてありますし、やはりそういったニーズを増やすためにクリアすべき課題等もございます。

確かに増やせばですね、いいんですけど今度は逆に成り手不足っていうのは全国的に見ると、実はもう民生委員は成り手足りない部分になっておりますので、今のところしっかりたら各区長様たちがですね、助け合ったりお願いしたりという、そういったベースで、どうにか確保できているとそのように思っております。

そして、先ほどの補助につきましてですけれども、先進事例といいますか取り組んでいる事例があると聞いておりますので、そういったところを勉強させていただきながら、もう一方で、今現在活動されていらっしゃる方、そういった民生委員の方々にもしっかりとですね、今の状況等お話をお伺いしながら、検討課題として捉えているところでございます。

救急になかなかこう、しっかりとしたいいついつまでにやるっていうのはできませんけれども、人口減少、少子高齢化の問題、今後人口が2050年には5,000人を割り4,000になる、そういったことを踏まえてですね、調査研究を進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（宇佐信行議員）

9番。

○9番（落合健治議員）

町長からもですね、いろいろ検討していただけるというお話を聞きました。

私が危惧しているのはですね、この民生委員さんの成り手不足もそうなんですが、希薄になったことですね、隣の方が気軽に隣のほうの確認を行けない。

民生委員さんならば、仕事の役割でほかの地域にも入っていったときに私は民生委員ですと、言って入れることの大事さも非常にあると思います。

私の近所でですね、数年前に、もうちょっと若い方なんですが、従業員の方が見に行かれたときに、

○議長（宇佐信行議員）

なかなか会社に出てこれられないので、見に行かれたら亡くなられたという事例事例がありました。

これが会社ではなくてですね、普通に家にいる方で、そもそもなかなか不精の人とかですね、そういう方であれば、もう見に行く機会もないし他人だとなかなか尋ねても行けないと。

そうなったときに孤独死とか、そういうのがもう一気に増えるんじゃないかと思っております。

す。

今の人数でいけば、年間に相当の数の方が夫婦2人暮らしからひとり暮らしになるのがもう推測できますので、民生委員さんのカバーする部分がですね、もしお金以外のことがあればどうにでもなるんですが、町としての補助としてはどうしてもお金で補助する以外に私は考えが及びませんので、ほかのことも含めてですね、いろんな補助をしていただいて、民生委員さんの活動がいかに重要かですね。

そしてそれに準じて、役場のほうがいかにそのフォローができるか。

まずはひとり暮らしの方のいろんな活動、見守り活動自体のですね、補助ができるような考え方をしていただいて、さっき町長も言われました県のほうの申請はなかなか難しいんですが、ヒアリングをしながらいろいろ検討しながら、1番いい方策をとっていただきたいと思います。

それではこれで1番の質問を終わりたいと思います。

それでは、2番のほうに移らせていただきます。

2番目のほうで、小学校の今後の統廃合の考え方について質問をしております。

1番の小学生が今後減り続けることが現実問題としてある。校舎の老朽化も見られる中、町の見解としてどうお考えかと聞いているんですが、資料として提出していただきました、子供たちのですね現在分かる人数がいろいろ書いてあるんですが、令和13年とかになるとですねゼロも目立ちます。

大体今の小学生の人数が大体、3分の1ぐらいは減っていく試算が出ております。

はっきりした数字を言うとはですね、多良木小学校が令和7年度で184人なのが令和13年には50人減ると。

久米小学校だと、令和7年度で52人が13年度だと36人だと。

黒肥地も99人が39人となって、顕著に人数が減るのが分かっております。

そこで教育長にお伺いします。

どのような見解をお持ちなのか、お聞かせ頂きたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

吉村教育長。

○教育長（吉村英亀君）

多良木町における今後の小学校入学者数の推移についてまず申し上げます。

小学校入学児童数は多良木町全体で、令和8年度が44人、令和9年度が38人、令和10年度が43人、令和11年度は26人、令和12年度は26人というふうになっています。

年々減少傾向にあり、現在は久米小学校が3・4年5年6年が複式学級になっております。

黒肥地小学校においても、令和8年度以降複式学級ができる可能性があります。

現時点においては、少人数の学級指導の良さ、長所を生かして教育活動を展開してまいりたいと思っています。

また、校舎の老朽化については、その都度対応を進めて、教育活動に支障がないように努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

9番。

○9番（落合健治議員）

はいもちろん現実問題として生徒が減っていくことは、教育長は当たり前のことですが、すごく認識していらっしゃると思います。

そこで参考としてですね、今、出てきましたが複式学級もしくは単式学級というんですかね、その見解も一緒に教えていただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

はい、吉村教育長。

○教育長（吉村英亀君）

先ほど申し上げましたように、現在のところ多良木小学校は全部単式学級で、そして、6学年ございますけれども、全部1クラスずつの推移になっております。

これに対して、特別支援学級もございますけれども、そこはちょっと今回は除いて話をしたいと思います。

久米小学校の場合は、1年生単式学級、2年生単式学級、3・4年が複式、5・6年が複式というふうなことでなっています。

久米小学校の児童数は、今のところ49人です。

黒肥地小学校のほうも現在のところは、各学年単式となっておりますが、来年度は複式が2・3年において出てくるというふうなことでございます。

今のところそういう推移になっておりますので、これに伴って、子供たちの学級学習指導については充実させていきたいと思ひますし、単式は単式の複式は複式の取組の良さを生かしていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

はい、9番。

○9番（落合健治議員）

今単式複式の学級の話の見解を伺ったのはですね、例えば、複式学級のほうがですね、なかなか学べないことがあると思ひ、教育長が思っておられるのであれば、統合等の話が進むのが早くなるのかなとちょっと考えましたので、見解を伺ったところでした。

これからその人数が減ることについてですね、どうしても現状として避けられないことだと思ひ、この辺の見解についてですね、これから長く教育長の考え町長の考えに即していくことだと思ひますが、もう一つのほうですね、校舎の老朽化ですね、老朽化も見られる中、実際現中学校が建つ前ですね。

その前の校舎のときに雨漏りがし始めてから、実際新校舎が建つまで、教育委員会もしくは前教育長のほうにですね、ずっと、現在子供がいるので、お金のほうの支援は卒業生が出てしまうまでよろしくお願ひしますと訴えてきたつもりです。

それでも追いつかないぐらいの雨漏りの広がり方だったりいろいろするところで、1回それが広がってしまうとですね、物すごくお金がかかってしまいますので、老朽化のお金のかけ方、もしくは校舎の建て替え等も含めてですね、非常に大変なことだと思ひますが、そのことについて老朽化の進み具合についてですね、今何年にたつてどうのこうのっていうその話は紙上で皆さんある程度出していただいたので、考えていらっしゃると思ひますが、町長、教育長その辺についてはどうお考えかよろしくお願ひいたします。

○議長（宇佐信行議員）

はい、吉村教育長。

○教育長（吉村英亀君）

今議員がご指摘がありましたように、老朽化については進んできているところは感じているところです。

その都度その都度、学校のほうからも要望を出されておりますし、ただ子供たちが学習を日々進めているところですので、その都度その都度、修理または修繕、そして職員がすぐに出かけて現状を把握して対応を進めていただいているところです。

何とかこう、どうしても見えないところから雨漏りがあるもんですから、その辺の補いがなかなかできないんですけども、精いっぱいの対応をさせていただいております。

今後も、そういう老朽化に伴っては、できるだけ早く対応して進めてまいりたいと思ひています。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

可能な限りですね、対応したいと思ひんですけども、やはりなかなかやっぱりお金がかかる部分がありますので、ただ、教育活動にですね支障が出ないように、しっかりとできることはですねしっかりと取り組んでまいりたいとそのように考えております。

○議長（宇佐信行議員）

時間がですね、ちょうど正午になると思いますので、ここで昼食のため暫時休憩いたします。
午後は一時より開会いたします。

(午前 11 時 55 分休憩)

(午前 13 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9 番。

○9 番（落合健治議員）

はいでは、大きい 2 番のですね、1 番のほうは委員長と町長の話をお伺いしましたので 2 番のほうに移っていきたいと思います。

すぐに結論が出る問題ではないと考える。

そのため話合いのテーブルに早急に載せるべきだと思うがお考えは、ですが、先ほど言われた話したようにですね、現実問題として、子供たちが 3 分の 1 もしくは半数ぐらいに、この 10 年ぐらい減っていくことは、ほぼほぼ数字として分かっております。

それを踏まえた上でですね、統廃合、もしくはそのまま継続するのが 1 人になるまでですね、学校継続していくのか、それが問われることになると思うんですが、私はここで結論を求めているのではなくてですねどのような話合いもしくはどういうタイムスケジュールでやっていくのかのほうが重要だと考えます。

町長と教育長の考えをお伺いします。

○議長（宇佐信行議員）

はい、吉村教育長。

○教育長（吉村英亀君）

令和 11 年度以降においては、多良木町全体の入学者児童生徒児童数が 26 人に減少すること
も考え、地域住民の方々の意向を大切にしながら、統合に向けた動きも考えていく必要がある
と考えます。

今のところ期限をお示しすることはできませんけれども、他の町村の動向も見ながら、また
地域の特性を踏まえた学校規模等適正化検討委員会、あるいは懇談会等を開催し、将来の多良
木町、多良木町内の子供たちがよりよい教育環境の中で効果的な教育が受けられるように進め
ていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

教育長が答えたとおりでございます。

ただ、教育の場というだけでなくですね、地域コミュニティーの核、そういったものに近い
ものがあるのが学校でございます。

未来において、児童生徒数は大きな変化はない数字であります。校区住民の方々の意向も大
切にしながら、子供たちの学びの環境に向けた動きも考えていく必要があると思います。

また期限は先ほど教育長が申したとおりであります。

○議長（宇佐信行議員）

9 番。

○9 番（落合健治議員）

はい。

先ほど教育長と町長にも今お話を聞きましたが要するにそのタイムスケジュール的なものは
なかなかいつまでに結果を出すというのは分からないとおっしゃいましたが、いつからその話
合いをテーブルにのせるかの期限はある程度は頭の中で考えてないと、結局何も答えられてい
ないのと同じなので、どこまでに結果を出せっていう話ではありませんが、いつ頃までにその
話合いを始めるのかですね、そこがもし頭の中にあれば答えていただきたいんですがいかがで

しょうか。

○議長（宇佐信行議員）

はい、吉村教育長。

○教育長（吉村英亀君）

ここではっきりといつからとかいうふうなことを申し上げると、それがいろんな地域住民の思いとか心配とかを刺激することにもなりますので、一応今日はこういうふうなお答えをしておりますけれども、1番大事なのはやはり、先ほど町長も言われたように、地域住民、あるいは校区民の方々の意向が1番大事ですので、そんなところを見極めながらですね、大事に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宇佐信行議員）

9番。

○9番（落合健治議員）

町長のほうはいかがお考えでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

教育長が申したとおりであります。

もう一方で、余りにも急いでですね、逆に時間がかかるっていうパターンもあると思います。

そういったところも十分踏まえながら、進めるっていいですかそういった議論の俎上に上げていきたいとそうように考えております。

○議長（宇佐信行議員）

9番。

○9番（落合健治議員）

はい。

町長、教育長ともに慎重に慎重を重ねて、いろいろ地域住民の方の話を聞きながら進めていくということで、今日のところは納得したいと思います。

学校のですね先ほど言われたように、子供たちが減っていくことはもちろん集計として分かっているところでありますが、学校はですね、それだけではなくて、避難場所としても憩いの場としても、思い出の場所としても、いろんな思いがある場所ですので、地域住民の方からの話を聞きながらですね、長い時間にわたって話を進めていってほしいと思います。

できれば、会話をいつから統廃合に向けて話をするではなくてですね、学校のことについて、いろいろ話を今からしていきますよは早めに取り組んで頂きたいと思います。

自分が懸念してるのは、老朽化が進んでる場合にですね、いつ頃までに老朽化が進んだので逆算して、いつぐらいまでに地域の答えを出さなければならないという計算の方向で、公共の施設が進んでるような気がしますので、十分に時間を取った上でですね、答えが出たから、校舎のほうはどうでしょうか、っていう理想的な形で学校の統廃合もしくはそのまま続けるのかを話し合っていたきたいので、その辺は時期的にいろんなまた場面を見て、教育、長町長には質問していくと思いますが、できれば早めに協議会なりなんなりを立ち上げて進めていただきたいと思います。

これ2番の質問は終わりたいと思います。

それでは、3番の緊急車両が進入困難な地域への対応についてお伺いしていきたいと思います。

まず1番の火災、急病などで緊急車両を呼んだ際に自宅付近まで入れない地区が本町には数多くあります。

要望などもたくさんあるが、対応をお考えかという質問ですが、この要望などもたくさんあるがっていうのは、請願書とか陳情書が多く出てるっていうことではなくてですね、大多数の皆さんが諦めていらっしゃる部分があって、自分たちが声を聞くものを数として言ったものです。

もちろんこの本町の中にはですね、国道県道町道もしくは私道、いろいろありますが、その対応についていかがお考えか、まずはお答えをしていただきたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

それではお答えいたします。

現在、住民からの要望があれば、庁舎内で協議検討を行い、予算の範囲内において対応するようにしております。

しかし、近年は契約できない状況が続いております。

例を申しますと、令和6年度におきまして要望があった2か所の集落道工事の入札を数回実施しましたが契約に至っておらず、令和7年度に入り再度入札を行いました但契約に至らず、現在対応が遅れている状況にあります。

○議長（宇佐信行議員）

はい、9番。

○9番（落合健治議員）

今、課長が言われたようにですね、いろいろ建設業者のほうもこれから先はですね災害復旧のほうも一応一段落しまして、今から先がいろんな本町の中の工事にも着手できるもしくは入札が成立していくと思いますのでその辺については、力を入れていただきたいんですが、自分がこの質問をしたのはですね、そもそも緊急車両の場合に、空き家がとにかく増えていると、空き家が増えるってことは、その道路までいろんなところの整備がされてないもしくは草だったりですね、車だったりいろんなものが整備されてないところで、今までよりも道路の管理が難しくなるそれに加えて、高齢化しまして、皆様の、普通の町道、もしくは市道ですね、シニアカーを見ることが大分あると思います。

いろいろ聞いたところ、シニアカーを買ってシニアカーに乗りたいんだけど、その道がシニアカーを走らせたなら、車が通れなくなるから、自分はシニアカーを使えませんという方もいらっしゃると思います。

通り抜けできるもしくは脇道があるような道であればですね、それでもいいんですが、なかなかそこが、シニアカーが通った場合には車ももう一切入れない、もしくは車同士のすれ違いが全くできないなどのことがあります。

そこがですね、救急の場合だとですね、1人の方に対して救急車が入れないということなんです但、火災に関しては、これがあることで、逃げることもできないし、消火活動もできないしという場所が、私がちょっと庁内で考えても3か所4か所はあると思います。

その辺をなかなか把握するもしくは出すことは皆さん把握されてると思うんですが、なかなか工事には至ってないのが現状だと思います。

これを踏まえてですね今課長のほうが入札には要望上がってきているのは、自分のご要望がかかってきているのは、入札がなかなか遅れて対応が遅れてるって話でしたが、こういうことの対応についてですね、町長はいかにこれから先対応できると思ってるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えいたします。

現状ですね、やはり昔から栄えた町であり、うなぎの寝床っていいですかそういうふうな町並みになってるのは否めないところであります。

そして救急にですね、そういった例えば空き家を、何ですか、解体したりとかそういったことに対して救急にできるっていうわけではないのでですね、なかなか非常に難しいとは思っておるんですが、可能な限りですね、確保できるところは確保できるとか、救急も消防のほうと連携いたしましてですね、こういったところはどうかって情報を頂きながら、そういったところを進めていくとかですね。

ただ現実問題なかなか空き家もですね相当数多いので難しいですし、昔栄えた部分、なかなかそういったうなぎの寝床みたいにしてなってますし道も非常に狭いですし、なかなか救急車難しいですけれども、可能な限り命を守れるようにですね、できることから取り組んでまいりたいと。

先ほど入札もほっといてるわけではなくてしっかり命を守るために、町のほうとしてもしっかり取り組んでおるんですけども、なかなか入札がうまくいってないというのが現状でございます。

はい。

○議長（宇佐信行議員）

9 番。

○9 番（落合健治議員）

はい。

それでは課長と町長の答弁聞きました2 番のほうに移っていきたいと思います。

入札等がですねなかなかできなくて遅れていることも、今認識できました。

そこでですね、道の拡幅など金銭的にもなかなか時間的にも大変なことだと私自体も、町長が言っている難しいことも理解しております。

しかしですね、今高齢化がこれだけ進む中、非常に対応に迫られているのも本当の現実としてですね、対応に迫られているのも非常に難しい問題ではありますが、それに取り組んでいかなければならないと思っていますところ。

そこで、何か打開策はないのか、町のほうで考えておられないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

お答えいたします。

打開策については、道路の拡幅につきましては、議員ご存じのとおり、道路拡幅工事については、道路沿線地権者の同意や事務処理設計工事など、手順を追っていく必要があります、時間を要しているところです。

救急車両が近くまで行けない問題については、全国でも問題となっておるようです。問題解決の1 例として、狭い道でも家の近くまで行けるよう、全国では軽自動車の救急車両導入事例があるようです。

この救急自動車、軽自動車救急車両は一般の救急車両に比べ装備は少し劣るようですが、軽自動車を通れるような狭い場所へも入り込んでいける利点の特徴のようです。

救急車両が入れない道路問題については、本町のみならず、他町村においても問題だと考えられますので、一つの案としては、上球磨消防組合において、この軽自動車救急車両をどう導入されるのも一つの問題解決の方法ではないかと考えております。

○議長（宇佐信行議員）

9 番。

○9 番（落合健治議員）

はい。

いろいろ調べていただきました要するに今の救急車両が入れないところは車を小さくすれば入るんじゃないかという自治体等もですね、あるみたいです。

そこは町長のほうにですね、上球磨消防署のほうにも要望を上げていただいて、緊急車両も1 回り小さくしてですね、入っていけるようにできたらいいと思っております。

町長のほうに一つ聞きたいのはですね、今要望書等が多分そんなに数は上がってないと思うんですけど、町の方が、これはもう町ではやっていただけないだろうという意識が結構高くですね、自分も財政的にはかなり厳しいことだとは思ってるんですが、何か方法はないかと考えたときにですね、拡幅っていうと大体道を全部、何かしら話し合いをして、それから広げていく形になると思うんですが、その溝の部分だけですかいね。

溝の部分だけを町で買って、何かこう流用できて、その分道を広げた形にできないかとか何かしら低予算でできるような方法がないかと今思っております。

それについてですね、できるできないは別に、それを検討していただけるかどうかをちょっと考えていただきたいです。

その点について町長いかがお考えでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

はい。はいどうぞ。

建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

今落合議員が言われたご提案の件についてですけれども、道路の横に側溝が排水のためにあるとか、そういったところを、たまに要望でグレーチングを鉄の蓋をかけてくれとか、コンクリート製の蓋をかけてくれと、それで道路が広がるかなというふうな要望がたまにあります。

そのような際は現地を確認いたしまして、グレーチングをかけられるならばかけてですね、対応を行っております。

ただし、安易に水路にグレーチング、蓋をかぶせて、その上を車両が乗って、その水路が陥没とかそういうふうな場合も考えられますので、施工上の構造的な水路がどういった、基礎がどういったものでされているかなども調査する必要がありますので、一応今の現状、建設課のほうとしましては、予算の範囲許す限り、そういった要望、グレーチングをかけるなりを行ってまいります。

○議長（宇佐信行議員）

はい、9番。

○9番（落合健治議員）

はい。

今課長が答えていただいたようにですね要望についてはいろいろ自分のところで引き取って調査をしていただいて、対応できるだけしていただくということでした。

それ要望の聞き方についてですね、町長のほうの町民の方から請願とか陳情とかじゃなくてですね、要望が来た場合、どれぐらいまでは聞いていただけるのか、町道私道いろいろあると思いますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（宇佐信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えいたします。

それぞれですね、やはり直接とかですね、狭かけんこの町道ばとかですねそういったお話は確かにあります。

しかし、事前にいろいろですね、区のほうでいろいろこう署名といいますかそういった印鑑をされていろんなですね、ありますので、その中でもやはり優先順位というのがやはり予算とかですね、ありますので。

そういったしっかりですね、私のところに言ったけんすぐできるとかそういったことは私は絶対しませんので、しっかりと優先順位をですねしっかりと守りながら、しっかりとした対応を行っていくっていうところであります。

はい。

○議長（宇佐信行議員）

10番。

○9番（落合健治議員）

はい。

今町長のほうが優先順位という話が出ましたこれ課長に答えてもらう形になるかどうかちょっとわかんないんですが、要望とかいったときにですね例えば町民の方がこの話はどうなったって聞いたときに、優先順位というのは言っていたけるもんなんではないでしょうかその辺はいかがですかね。

例えば、予算的なものはもちろんあると思うんですが、今言われたように優先順位があるってことは、聞かれたときにこれが優先順位が今のところ大体これぐらいっていうのを、ないから町民の人が多分言ってこれないんだと思うんですよ。

自分どうなって今どういうふうになってるかわかんないので。

その辺についてはいかがでしょうか、そういう質問も多分今までも大分町民の方からあったと思うんですが、その辺については。もう答えがないのであればどういうふうに町民の方に答えられているかですね、その辺答えられれば答えていただきたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

お答えいたします。

住民や区長の各行政区から要望書なり、口頭での要望なり上がってまいります、優先順位についてはお答えはしておりません、現在。

ただし、住民、そういう要望が上がってきた際には、とにかく上がってくる要望書がかなりの数上がりますので、一応受け付けをして、受付簿に記載をしてですね、それから庁舎内で協議を行って、それから予算をとってからになりますと、いついつできますというふうな回答はいたしておりません。

住民の方にはとにかく要望が多いので、協議を重ねた上でまたご回答しますというような形をとらせていただいております。

○議長（宇佐信行議員）

9 番。

○9 番（落合健治議員）

はい。

すいません急に変わった質問をしましてですねこんなに書いてないのですね。ご了承頂きたいと思います。

どうしてもですね先ほど優先順位これ自分もですねちょっと気になっていたところでありました。

物事によって予算のつけ方が違うんで優先順位を出すのはなかなか難しいと思うんですが、要望を出した側は、やっぱりその自分の要望を出したのはいつかなえられるのかそれとも考えられないのかそこが1番気になる場所であると思います。

課長は先ほど言われたようにですね、なかなかそれは言えないところもあって、まあ予算のこともありますし、

答えにくいところも、もちろんあるし通る通らないもあるんでですね、自分ではなかなか言えないところだと思いますが、要望のことに關してですね、

今町長が言われたように真摯に受け止めていただいて、あとの調査2回目3回目まで聞かれたときに、今現在はこうなってるという途中経過ですね、その辺を喋っていただけたらと思います。

これに關してはですね、その要望を受け付けしたっていうところで終わるのではなくてですね、少しでも解決に向けて、話し合いをしながら優先順位をつけながらやっていただきたいと思います。

ただですね、要するに、皆さん何しろ困ってらっしゃるんです。

要するにそのシニアカーが使えない、歩ける方からすれば大したことがないことにしても、物すごく困ってらっしゃいます。それに関してですねやっぱその人たちの身になって対応していただければと思います。

ちょっと考えるとですね道の拡幅じゃなくてもですね、町民の人同士の間に入ってですね、道の草払いをするだけでも、僕は何とかなんかできるような気はします。

シニアカーが通ることとかについてもですね。

だからいろんな案を出しながら、できるだけ要望に沿った、もしくは何かしらその少しでも町が動いているんだということを見せていただきたいと思います。

これで私の質問を終わりますが、今回大きく三つの質問をしましたが、民生委員とこの緊急車両のことに關しては、長く待ってられるようなものではありません。

何でかというとならば高齢化がものすごい進んでいてですね、これが10年後20年後どうなるっていう未来の話ではなくて、今実際に今取り組まないと、もう手後れになる、って私は考えています。

民生委員さんのことに關しても、今その人数は確保できてますが、これがもう民生委員さんがもう見つからんで、もううちはよかばいみたいな話になったときはですね、役場に結局負担がかかってきます。

人数の洗い出しをするにしても、日頃見守るにしても。

信頼関係がありませんと、その人数の把握さえもできませんので、そのことについては、もし優先順位があるとすればですね、真剣に取り組んで頂いて、早めに対応していただきたいと思います。

学校のことについてはですね、先ほど言ったように、慎重にそして時間をとりながらですね、長く時間をとって、そして100%にできるだけ近い答えが出るようにですね、時間が足らんやっとか、行政のよく話を聞く、話し合いを何回したからもうこれで終わりますっていう打ち切り方ではなくてですね、時間を長くとれば、それなりに100%はもちろんいかないとは思いますが少しでもパーセント上げられると思いますので、何回も話し合いをしながら、状況、もしくは住民の話を聞きながら、少しでも100に近いですね、状況を話して、一定答えを出していただきたいと思います。

両方、この三つの質問ともですね、責任感を持って対応をお願いして、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

これで9番、落合健治議員の一般質問を終わります。

**日程第2 「議案第11号」多良木町報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例を定めることについて**

○議長（宇佐信行議員）

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長、石井淳一君。

○町長（石井 淳一君）

令和7年度第1回多良木町議会6月定例会議の追加提案理由を説明いたします。

今回、追加審議をお願いいたします案件は、条例等の議案といたしまして、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてが1件、条例の一部改正に伴う令和7年度の補正予算といたしまして、一般会計補正予算が1件、全部で2件でございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、全議案ともご可決頂きますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（宇佐信行議員）

町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第2、議案第11号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。
説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

タブレットのほうは追加議案のほうでございます。

議案第11号多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

説明につきましては、追加議案説明資料のほうでいたしますので、そちらのほうをお開きください。

まず、主な内容でございますが、今回は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日公布され、これに倣い本町条例で規定している報酬額を改正する必要があることから今回条例の一部改正を行うものでございます。
新旧対照表を付けております。

すいません別表第1ですね。

この中で四角囲みしておりますが、この中の報酬額につきまして、選挙長から以下開票立会人までの報酬額を変更するものでございます。

表記しておりますが、これにつきましては国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する選挙長等の費用弁償額に定める額に相当する額といたしております。

また下のほうでございますが、附則といたしまして、施行期日、1号でこの条例は公布の日か

ら施行するとしておりまして、第 2 号で適用区分をお示ししております。

また次のページに行ってくださいまして、補足説明ということで付けております。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の一部改正は、参議院議員通常選挙のある年の定例改正として行われておりまして、今後、改正が行われた場合に備え、報酬額欄の表示について額を、金額を示すのではなく、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する選挙長等の費用弁償額に定める額に相当する額と表示する、することにより、今後の条例改正漏れを防ぐとともに、報酬等の適正な執行に寄与するものでございます。

以下表を同じような表を付けておりますが、改正後の金額をお示ししたものでございます。

選挙長が改正後が 1 万 2,200 円、以下改正を行いまして、開票立会い人が 1 万 100 円と改正するものでございまして、差額が 1,200 円から 1,700 円の増額となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 12 号」

令和 7 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 3 議案第 12 号、令和 7 年度多良木町一般会計補正予算第 2 号を議題といたします。

説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第 12 号についてご説明申し上げます。

令和 7 年度多良木町の一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、79 億 6,612 万 1,000 円とするものでございます。

内容につきましては、追加議案説明資料のほうで行いますので、そちらのほうをお開きください。

ページは 3 ページでございます。

まず、主な内容でございますが、今回提案いたしました、多良木町報酬及び費用弁償に関す

る条例の一部を改正する条例に基づき、参議院議員選挙費、報酬額の改正を行ったところでの補正予算案でございます。

まず歳入でございますが、款の 14、項の 3、目の 1、節の 2、選挙費委託金、参議院議員選挙費委託金でございます、8 万 3,000 円でございます。

次に歳出、款の 2、項の 4、目の 3、参議院議員選挙費、節の 1、報酬が 8 万 3,000 円でございます。

内訳につきましては、以下に示しておるとおりでございます。

また末尾に給与費明細書等を付けております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、令和 7 年度多良木町一般会計補正予算第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4「諮問第 1 号」人権擁護委員の推薦について

日程第 5「諮問第 2 号」人権擁護委員の推薦について

日程第 6「諮問第 3 号」人権擁護委員の推薦について

○議長（宇佐信行議員）

これから上程します、日程第 4、諮問第 1 号、日程第 5、諮問第 2 号及び日程第 6、諮問第 3 号の人権擁護委員の推薦については、関連がありますので、多良木町議会会議規則第 36 条の規定によって、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長、石井淳一君。

○町長（石井 淳一君）

人権擁護委員の推薦について説明させていただきます。

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

令和 7 年 6 月 10 日提出、住所は、熊本県球磨郡多良木町大字多良木 176 番地 26、お名前が内場幸さん、生年月日が昭和 37 年 7 月 25 日でございます。

提案理由は、内場幸委員が令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となるためでございます。

続きまして、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦についてということで、先ほどと同じですが、住所が熊本県球磨郡多良木町大字久米 794 番地 1、お名前が赤星光輝さん、生年月日が昭和 34 年 3 月 29 日でございます。

提案理由は、黒木亮平委員が令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となるためでございます。

続きまして、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦についてということで、先ほどと同じですが、住所が熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地 5320 番地、お名前が林田三津子さん、生年月日が昭和

31 年 11 月 17 日でございます。

提案理由は、北川かほり委員が令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となるためでございます。
なお、それぞれの方の経歴につきましては、略歴書を付けております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

この質疑は、諮問第 1 号、諮問第 2 号及び諮問第 3 号を対象として、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。質疑なしと認めます。

これから、諮問第 1 号、諮問第 2 号及び諮問第 3 号の人権擁護委員の推薦についての討論と採決を行います。

この討論と採決は、諮問第 1 号、諮問第 2 号及び諮問第 3 号を、それぞれ一案件とし、個別に討論と採決を行います。

お諮りします。

採決は多良木町議会運営の申合せにより、起立表決によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、この採決は、起立表決で行います。

それでは、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について、内場幸さんの討論と採決を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

これから、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は、起立表決で行います。

念のため申し上げます。

賛成の方は起立を、起立されない方は反対とみなします。

それでは、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宇佐信行議員）

起立多数です。

したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦については、内場幸さんの推薦に同意することに決定いたしました。

それでは、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について、赤星光輝さんの討論と採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

これから、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は、起立表決で行います。

念のため申し上げます。

賛成の方は起立を、起立されない方は反対といたします。

それでは、諮問第2号、人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（宇佐信行議員）

起立多数です。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、赤星光輝さんの推薦に同意することに決定いたしました。

それでは、諮問第3号人権擁護委員の推薦について、林田三津子さんの討論と採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

これから、諮問第3号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。

この採決は起立表決で行います。

念のため申し上げます。

賛成の方は起立を、起立されない方は反対とみなします。

それでは、諮問第3号、人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（宇佐信行議員）

起立多数です。

したがって、諮問第3号人権擁護委員の推薦については、林田三津子さんの推薦に同意することに決定いたしました。

日程第7「受理番号1」人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について

○議長（宇佐信行議員）

これより委員長報告を伺います。

日程第7、受理番号1、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長、源嶋たまみ議員。

○5番（源嶋たまみ議員）

委員会の報告をいたします。

委員会報告書、厚生文教常任委員会。

会議の年月日、令和7年6月11日水曜日及び12日木曜日、会議の場所、第3委員会室。

開会、6月11日水曜日、午後2時30分。

閉会、午後6月12日木曜日、午前12時。

出席委員、委員長、源嶋たまみ。

副委員長、猪原清。

委員、林田俊策。

委員、久保田武治。

計4名。

欠席委員なし。

説明のため会議出席者の氏名なし。

受理年月日、令和7年6月4日。

受理番号、第1号。

請願陳情者、熊本県人吉市南泉田町72-2、一般社団法人人吉市医師会、会長、友永和博。

熊本県球磨郡多良木町3051、一般社団法人球磨郡医師会、会長、権頭博。

事件名、請願書。

事件の内容、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願。

審議の結果、令和7年6月10日、上記の事件名について厚生文教常任委員会に付託を受けたので、6月11日午後2時30分より3時30分まで、及び12日午前11時より12時まで、第3委員会室において当該請願に係る資料の請求を求め、請願の趣旨等内容を精査し慎重審議した。

決定及びその理由。

理由、請願の趣旨としては補助金の増額と、ふるさと納税応援メニューに人吉球磨准看護学院助成を追加する請願である。

上記の請願事項は、議会の権限事項に属するものではなく、議会としての意思決定としてはできかねるが、この地域において医療限界社会が目前に迫っているその危機意識もあり、また医療業界の人手不足を鑑み、学院の堅実な発展を願う立場は共有しており、願意は十分に理解できるので、趣旨採択とした。少数意見の留保なし。

本委員会に付託した事件は上記のとおり定めることを適当と認める旨決定したから、多良木町議会会議規則第93条の規定により報告します。

令和7年6月17日、多良木町議会議長宇佐信行様。

多良木町議会厚生文教常任委員会委員長源嶋たまみ。

○議長（宇佐信行議員）

以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、受理番号1、人吉市球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願は、委員長報告のとおりとし趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第8 多良木町議会議員の派遣について

次に、日程第8、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定により、配付しておりますとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

はい。

異議なしと認めます。

したがって議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、寄附等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで、休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐信行議員）

令和7年度第1回多良木町議会6月定例会を閉じます。

（午後13時51分散会）